

令和8年度スマートサービス展開支援事業補助金交付要綱

8デ推推第229号
令和8年6月12日

(通則)

第1条 スマートサービス展開支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱は、スマートサービス展開支援事業実施要綱(令和8年6月12日付8デ推推第229号、以下「実施要綱」という。)第6条の規定に基づき、補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、実施要綱第1条に基づき、スマートサービスの展開促進を図るため、スマート東京の実現につながるサービスの創出や機能拡充を行う取組を支援することを目的として、東京都が交付するものである。

(補助金の交付対象)

第3条 この補助金は、採択された事業計画に基づく事業(以下「補助事業」という。)に必要な経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助事業を行う者(以下「事業主体」という。)に交付するものとする。

2 補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)に対して補助金を交付する。

なお、対象は今後のサービス展開に必要な汎用性のある業務又は機能に限る。

- (1) スマートサービスの創出や機能拡充に係る経費
- (2) スマートサービスの展開に係る経費(原則、西新宿以外の都内他エリアや他施設)
- (3) その他、知事が認める経費

【補助対象経費区分】

| 項目 | 概要 |
|-------|--|
| 物品購入費 | 補助事業の実証に必要な、事業主体の資産となる物品の購入に係る経費 (例：実証用モーター等機械部品) |
| 委託費 | 補助事業実施における一部業務を事業主体以外の外部企業等へ委託する経費 |

| 項目 | 概要 |
|--------------|---|
| 工事費 | 補助事業を行うために必要な設備設置に係る工事に必要な経費 |
| 直接人件費 | 取組遂行に係る事業主体に雇用され、補助事業に直接従事する者の作業時間に対する直接人件費 |
| 使用料 及び賃借料 | 特定施設やスペース等の不動産、車両等の動産、必要機材等機器の使用・貸借に係る経費、通信経費 |
| 役務費 | 補助事業を実施する上で必須となる通信運搬費、損害保険等の保険料に係る経費 |
| 広報費 | スマートサービスの展開の国内外発信に係る経費 |
| その他 | 知事が認める経費 |

3 補助金の交付対象期間は、補助金交付決定日から当該年度の末日までの期間（以下「補助対象期間」という。）とする。

4 他の補助金を一部財源とする事業は交付対象としないものとする。

5 次に掲げる経費は交付対象としない。

| 項目 | 概要 |
|-------------------|--|
| 会議費 交際費 飲食費 | 事業主体が開催する会議や補助事業において実施されるイベント等での飲食に係る費用を含めた経費 |
| 不動産取得費 | 不動産を取得する際に発生する費用 |
| 補助対象期間外の発生費用 | 契約等から支払までの一連の手続が補助対象期間内に行われていない経費（補助金対象期間外に発生した直接人件費も含む） |
| 委託先の物品等 購入費 | 委託契約先の資産となる物品等の購入に要する費用 |
| 旅費 | 事業実施に伴う出張費（交通費/日当/諸経費）など |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都が報告書類や証憑を精査し、対象外と判断した経費 ・ 補助事業以外の事業で発生した費用と支払いが混合しており、補助対象経費が区分できない費用 ・ 証憑を提出できない費用、証憑に不備がある費用 ・ 補助事業に要した費用であることが証明できない費用 ・ 仕入税額控除の対象となる、各経費に係る消費税相当額 ・ 知事が補助対象経費と認めない費用 |

（暴力団等の排除）

第4条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

（1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助金の額)

第5条 都が事業主体に交付する補助金の額は、事業主体が補助事業実施に当たり支出した事業費のうち、補助対象経費の1/2かつ上限2千5百万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）に、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第3号様式）により事業主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の撤回)

第8条 事業主体は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(補助事業の変更の承認)

第9条 事業主体は、第7条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、変更申請書（第4号様式）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項による承認を要する補助事業の変更は、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）

(2) 補助事業の一部を中止しようとするとき

3 知事は、第1項の規定による承認をする場合、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 知事は、第1項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）又は不承認を補助金に係る補助事業の変更承認（不承認）通知書（第5号様式）により事業主体に通知するものとする。

(補助事業の中止の承認)

第 10 条 事業主体は、交付決定を受けた補助事業を中止しようとする場合は、中止申請書（第 6 号様式）をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第 1 項の申請について審査し、その承認（これに付する、前項に規定する条件を含む。）又は不承認を、補助事業の中止承認（不承認）通知書（第 7 号様式）により事業主体に通知するものとする。

(事故報告等)

第 11 条 事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書（第 8 号様式）により報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに事業主体にその処理について適切な指示をするものとする。

3 知事は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業主体に対し、当該補助事業等を遂行すべきことを命じなければならない。

4 知事は、事業主体が前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の一時停止を命ずることができる。

(状況報告)

第 12 条 事業主体は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに補助事業等遂行状況報告書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

(遂行命令等)

第 13 条 知事は、事業主体が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業主体に対し、当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 事業主体が前項の命令に違反したときは、知事は、事業主体に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 14 条 事業主体は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を受けた場合も含む。）又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに補助事業実績報告書（第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（第 11 号様式）により事業主体に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、補助事業の経費区分ごとに第 5 条の規定により算出する額の合計額とする。

(補助金の支払等)

第 16 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。補助金の支払を受けようとするときは、事業主体は補助金請求書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 17 条 知事は、第 15 条による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業主体に対し、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により事業主体が必要な措置をした場合には、第 14 条の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 知事は、事業主体が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき

(4) 事業主体の責めに帰すべき理由により承認計画の中止又は大幅な変更をしたとき

(5) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当することが判明したとき

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 19 条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に事業主体に補助金が支払われているときは、期限を定

めてその返還を命じるものとする。

- 2 知事は、第 15 条の規定により事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約金及び延滞金)

第 20 条 第 18 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消を行い、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、事業主体が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を事業主体に納付させなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、事業主体が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第 21 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 22 条 第 19 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第 23 条 事業主体は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存するものとする。

- 2 事業主体は、補助対象期間において、補助事業を通じて得られた収益を同事業の拡大に寄与する用途において活用を図らなければならない。
- 3 事業主体は、都が求める場合には第 1 項で定める証拠書類を提示しなければならない。

(財産管理及び処分の制限)

第 24 条 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 事業主体は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

3 事業主体は、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が 50 万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、取得財産等処分申請書（第 13 号様式）によりあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 知事は、前項の承認をした事業主体に対し、当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を都に納付させることができる。

(その他)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、本決定のあった日から施行する。